

連合長野 [2月]



2019.2.28
No.417

発行/日本労働組合総連合会
長野県連合会
発行人/根橋 美津人

〒380-8545 長野市県町532-3 労働会館3F TEL 026-234-1626 FAX 234-1349
E-mail info@rengo-nagano.jp http://www.rengo-nagano.jp/

経営者協会・山浦会長「手当や賞与など年収ベースで」
連合長野・中山会長「月例賃金の確実な引き上げを」

2019春季生活闘争が本格スタート! 県内経営4団体へ連合長野春季生活闘争方針を申し入れ!



2月6日から22日にかけて、長野県経営者協会、長野県中小企業団体中央会、長野県商工会議所連合会、長野県商工会連合会に対して、連合長野方針に基づき、「月例賃金引上げ」「36協定の適正な締結」「ワーク・ライフ・バランスの実現」「労使協議の定期化・定例化の確認」「均等処遇・安定雇用の実現」「男女平等の実現」などを申し入れた。

経営者協会に対しての申し入れでは、冒頭、中山会長より「月例賃金を確実に引き上げ、『賃金はあがるもの』という認識の拡がり、日本・長野県経済の活性化や、企業の人員確保・定着につながる。企業規模・雇用形態間・男女間などの格差は正に取り組み、すべての働く者の処遇改善と、働き方の見直しを同時に推し進めることが必要である。4月からは改正労働基準法が施行される。単に効率のみを追い求める生産性向上ではなく、現場を熟知した労使による職場実態に基づいた協議を積み重ね、双方が納得のできる『働き方の見直し』が重要である。」と訴えた。

一方、経営者協会山浦会長は、「経済指標は緩やかな上向きを維持しているが、世界情勢から、先行きの不透明さが増すばかりである。県内は中小企業が多いため、一律にベアを引き上げるのではなく、手当や賞与など年収ベースで、各企業の体力や実力に見合った賃上げとして

いく。働き方改革の推進は、企業にとって、コスト増であることは理解いただきたい。いきいきと働くことができるように、労使しっかりと話し合って解決していきたい。」と挨拶をいただいた。

根橋事務局長からの主旨説明の後、労使双方から、取引の適正化、生産性向上、36協定締結など働き方改革関連法に関する取り組み、同一労働・同一賃金、社会保障などの、発言が相次ぎ、賃上げの考え方や手法には大きく相違がある一方、労使協議の重要性や、働き方の見直しの必要性の点では、認識が一致していることを確認した。

経営者協会への申し入れを皮切りに県内においても本格的に春季生活闘争がスタートした。使用者側との交渉では、職場で働く仲間一人ひとりの想いと、連合長野に集う構成組織・単組・組合員の連帯・団結を力にして、要求実現に向けて最後まで粘り強く闘い、納得のいく回答を引き出そう!



長野県経営者協会(2/6)
左:中山会長 右:山浦会長



長野県中小企業団体中央会(2/15)
左:中山会長 右:唐沢会長代行



商工会連合会(2/15)
左:中山会長 右:中村専務



商工会議所連合会(2/22)
左:中山会長 右:北村会長

地協から
元気発信!!

2019春季生活闘争 県内各地に

.....
県内各地において、春季生活闘争が本格的に開始! 月例賃金に拘った闘争の展開と、

●長野地協

更埴地区春闘 研修会 2月6日 参加者25名
春季生活闘争開始宣言集会学習会 2月14日 参加者80名



長野地区 団結ガンバロー



更埴地区 単組からの報告

●佐久地協

春闘開始宣言集会 2月4日



大勢が参加した研修会。ユニオニオンも登場

●上伊那地協

春闘闘争開始宣言集会 研修会 2月6日 参加者80名



西村事務局長からの情勢報告



福田議長発声の全力ガンバロー

●木曽地協

春季生活闘争開始宣言集会 研修会 2月7日 参加者90名



田中議長による挨拶




大勢の皆さんにご参加いただいた研修会

●大北地協

春季生活闘争



根橋事務局長からの情勢報告




教育ローン★キャンペーン


キャンペーン期間:2018年9月1日☉~2019年4月30日☉

最大引下げ後/
キャンペーン金利


年1.88%

ご融資限度額 最高1,000万円
ご返済期間 最長20年





はたらく人の想いと生きる
長野ろうきん





おいて本格スタート！

今こそブレイクスルー！ すべての労働者の処遇改善と 働き方の見直し！

.....
地域間の連帯で、社会全体の大きなうねりにしていこう！

参加者70名

●高水地協 春季生活闘争開始宣言集会 2月9日 参加者60名



県政報告をする花岡県会議員



開会挨拶をする荻原議長



根橋事務局長の春闘研修会

●上小地協 春季生活闘争開始宣言集会 2月12日 参加者50名



下村議長からの挨拶



参加者全員での団結ガンバロー



大北地区総決起集会 2月21日 参加者120名

●諏訪地協 春季生活闘争総決起集会 2月21日 参加者70名



参加者全員で団結ガンバロー



議長からの挨拶



単組からの決意表明

求めています。土地・中古住宅情報

長野県下全域に1,700戸を超える優良宅地『レインボータウン』を分譲しました。
まずは信頼の住宅生協にご相談ください。

長野県知事(10)2490号
長野県労働者住宅生活協同組合

〒380-0838長野市東町523番地 ろうきんビル7F tel.026-234-0283 長野県住宅生協 様
松本事務所/〒390-0841 松本市渚1丁目2-1 tel.0263-88-5061 http://www.jyusei.jp/

土地を売りたい
中古住宅を売りたい
買取り価格の査定をして欲しい

Q 労働組合が政治活動に取り組むのはなんで？

A

自らの生活を改善するため、労使間だけでは解決できない様々な課題に取り組むため

私たちの暮らしは政治と深くつながっています。労働組合は、賃金や労働条件の維持・向上、職場環境の改善などに取り組んでいます。しかし、私たちの暮らしの向上には、職場内、企業内の労使間だけでは解決できない課題がたくさんあります。税制、雇用、社会保障、環境、平和、安全などの問題は、国や地域社会の政治・経済のあり様によって大きな影響を受けています。私たちが自らの生活を改善しようと考えれば、企業・会社の外に出て、積極的に政治や経済に関わっていく必要があるのです。



Q 政治活動は、選挙だけなの？

A

政治活動はさまざま。政治活動＝選挙運動ではありません。

「選挙」「政治」と聞くと、敬遠する人もいるかもしれません。選挙運動は大きな柱の一つですが、労働組合の政治活動にはそのほかにもさまざまな活動があります。労働組合の目的は「働く者」「生活者」の暮らしや雇用を守ることにあります。そのために、政治に直結している税や社会保障、雇用・労働問題等について、企業内の労使間を超えて「政策実現活動」に取り組んでおり、それ自体が政治活動と言えます。その上で、政策実現のためには、働く者の代表を政治の世界に送り出すことも重要であり、そのために「選挙運動」にも取り組んでいます。

また、日々の「組織強化活動」も政治活動への参加と協力を得る基盤となり得るものであり、政治活動への協力が組織強化につながるという点で政治活動と言えます。そのような意味で、実はすべての労働組合が政治に関わっています。労働組合活動の一部が政治活動で、そのまた一部が「選挙運動」であることを伝える「政治教育活動」もまた、政治活動の一つです。選挙直前だけでなく、連合本部・構成組織・加盟単組・地方連合会・地域協議会のそれぞれにおいて、総対話行動を展開し、私たちの政策を実現するため、一人ひとりの声を政治に届けることが必要なのです。

- ・政策実現活動…政策立案、政策・制度実現要求、審議会への参加など
- ・政治教育活動…各段階での政治研修会・講演会の開催など
- ・組織強化活動…政治活動・選挙運動を通じた組織の活性化・強化
- ・選挙運動…各級選挙での候補者推薦など

全労済のマイカー共済 3つのステップ **見積実施中**
 自動車総合補償共済 **あなたにピッタリの補償が見つかる!**

① 基本補償
 (人身傷害補償) (対人賠償・対物賠償)
 最高 **5,000万円** **無制限**
 をおすすめ!

② お車の補償
 (車両損害補償)
一般補償
 をおすすめ!

③ 割引制度や特約を選びましょう
 安心が広がる特約と共済掛金をおトクにする割引もご用意しています。
 無事故割引(特約)割引 **最大22%継続 64%割引**
安全運転で無事故を続けた期間が長いほどおトクになります。

特約や割引制度を組み合わせると掛金をおトクに!

運転者年齢条件	子供特約	運転者本人・配偶者限定特約	7%割引	運転者家族限定特約	3%割引	
ハイブリッド車割引	7%割引	新車割引	普通・小型車用車	9%割引	軽自動車用車	3%割引

安心の特約はさまざまな場面であなを力強くサポート!

交通事故危険補償特約	自転車賠償責任補償特約
マイバイク特約	弁護士費用等補償特約

〈補償の重複についてのご注意〉
 次の補償または特約が契約される場合、ご契約車両(被共済自動車)以外にも自動車や二輪自動車(原付自転車を含みます。以下この文章において同様とします。)を所有され、その自動車や二輪自動車に、同様の補償と契約されている場合は、異なる被共済者またはそのご家族の補償が重複することがあります。
 ・人身傷害補償 ・マイバイク特約 ・弁護士費用等補償特約 ・自転車賠償責任補償特約 ・交通事故危険補償特約
 ※上記の補償や特約を1契約のみに契約されている場合、その契約が解約されたときやご家族の状況等が変わったときは、「補償されない」ことがありますので、ご注意ください。
 ※ご契約にあたっては、補償内容を充分にご確認いただきながら、詳しくは全労済までお問い合わせください。

自賠責共済とあわせてのご加入をおすすめします。

●ここに記されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。